

中立・公正

秘密厳守

手続簡単

費用無料

労使間のトラブルでお困りの

労働者・事業主の皆様へ

熊本県労働委員会にご相談ください。

熊本県労働委員会では、当事者双方の主張を確認しながら、話し合いでの解決を支援します。これを「あっせん」と言います。



業務上の指示に従ってくれない。

社員が配置転換、転勤に応じてくれない。

解雇理由に納得してくれない。

給料や残業代を支払ってくれない。

給料を下げられた。

突然解雇された。



トラブル発生

- 話し合いをしても平行線のままで進展しない
- 解決するためにどうしていいのかわからない
- 簡単な手続で迅速な解決を図りたい

どんなトラブルが対象になるの？

労働条件や職場環境に関するトラブルが対象です。ただし、求人や採用に関することは対象外になります。

相談

あっせん申請

双方が合意したとき

解決

あっせんはどのように進められるの？

あっせんは非公開で、当事者の方が顔を合わせることなくそれぞれから個別にお話を伺います。



「あっせん」制度の詳細については裏面をご覧ください。



あっせん申請方法

- ・申請用紙に必要事項を記入のうえ、労働委員会事務局にご提出ください。
労働者（労働組合）、事業主のどちらからでも申請できます。
※労働者は、正規社員・非正規社員を問いません。パート従業員・アルバイト従業員・派遣社員等のような就労形態の方でも利用可能です。
 - ・申請用紙は「労働委員会事務局」に用意している他、県のホームページからもダウンロードができます。
- ※なお、申請前にお電話等で労働委員会事務局にご相談ください。

…事例の紹介…

A社から解雇されたBさんが解雇の理由に納得がいかないとして、あっせんの申請をしました。「あっせん員」がA社とBさんそれぞれの意見を伺い、調整したことによって、双方が「あっせん案」に合意しました。
このケースでは、1回のあっせんで解決しました。



「あっせん員」とは?



労働委員会の委員があっせん員になります。
公益委員（弁護士、大学教授等）、労働者委員（労働組合役員等）、使用者委員（会社経営者等）の3者構成で対応します。

労働者委員

公益委員

使用者委員



「あっせん案」とは?

あっせん員が提示する解決案をあっせん案といいます。
双方が受諾したあっせん案は民法上の和解契約の効力を持つこととなります。

あっせん制度についてお気軽におたずねください。

熊本県労働委員会事務局

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1（県庁本館3階）

TEL 096-333-2753

月～金 8:30～12:00 13:00～17:15

ホームページアドレス

で



◎一般的な労働相談については、「熊本県しごと相談・支援センター」で行っています。

労働相談
コーナー

TEL 096-352-3613

場所

熊本市中央区水道町8-6（朝日生命熊本ビル1階）

利用時間 月～金 9:00～19:00 土 10:00～17:00

※受付時間は終了時刻の30分前まで。日曜日・祝日・年末年始は閉庁。